

【I-5（充実が求められる分野／リハビリテーションの推進）-②】

リハビリテーションの外来への円滑な移行の推進

骨子【I-5-(1)】

第1 基本的な考え方

リハビリテーションの外来への早期移行を推進する観点から、外来における早期リハビリテーションを評価するとともに、外来でリハビリテーションを提供する医療機関へ紹介した場合の評価を行う。

また運動器リハビリテーション料Ⅰについて評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 地域連携診療計画管理料の対象疾患である脳卒中及び大腿骨頸部骨折について、脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーションの初期加算、早期リハビリテーション加算を、退院後に外来でリハビリテーションを行った場合でも算定可能とする。

現 行	改定案
<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p> <p>注2（1単位につき）</p> <p>早期リハビリテーション加算 30点</p> <p>[算定要件]</p> <p>入院中の患者に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。</p>	<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p> <p>注2（1単位につき）</p> <p>早期リハビリテーション加算 30点</p> <p>[算定要件]</p> <p>入院中の患者又は入院中の患者以外のもの（脳卒中のものであつて、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（地域連携診療計画管理料を現に算定した患者に限る）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に</p>

		限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。
注3（1単位につき） 初期加算 45点 [算定要件] 入院中の患者に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。	注3（1単位につき） 初期加算 45点 [算定要件] <u>入院中の患者又は入院中の患者以外のもの（脳卒中のものであつて、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（地域連携診療計画管理料を現に算定した患者に限る）に限る）</u> に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。	
【運動器リハビリテーション料】 注3（1単位につき） 早期リハビリテーション加算 30点 [算定要件] 入院中の患者に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。	【運動器リハビリテーション料】 注3（1単位につき） 早期リハビリテーション加算 30点 [算定要件] <u>入院中の患者又は入院中の患者以外のもの（大腿骨頸部骨折のものであつて、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（地域連携診療計画管理料を現に算定した患者に限る）に限る）</u> に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーシ	

	ヨン加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。
<p>注4（1単位につき）</p> <p>初期加算 45点</p> <p>[算定要件]</p> <p>入院中の患者に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。</p>	<p>注4（1単位につき）</p> <p>初期加算 45点</p> <p>[算定要件]</p> <p><u>入院中の患者又は入院中の患者以外のもの（大腿骨頸部骨折のものであって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（地域連携診療計画管理料を現に算定した患者に限る）に限る）</u>に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。</p>

2. リハビリテーション総合計画を外来のリハビリテーションを提供する別の医療機関へ提供した場合の加算を新設する。

(新) リハビリテーション総合計画提供料 ○点(退院時1回)

[算定要件]

入院中にリハビリテーション総合計画評価料を算定し、退院時において地域連携診療計画管理料を算定した患者について、地域連携診療計画に基づき、退院後の治療を担う他医療機関に対して、リハビリテーション総合計画を文書により提供した場合に、発症、手術又は急性増悪から14日以内に限り、退院時に1回に限り所定点数に加算する。

3. 外来の患者についても運動器リハビリテーション料Ⅰを算定可能とする。

現 行	改定案
<p>【運動器リハビリテーション料】</p> <p>[運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) を届け出ている医療機関で、 運動器リハビリテーション料(Ⅱ) を算定する患者]</p> <p>① 上・下肢の複合損傷、脊椎損傷 による四肢麻痺その他の急性発症 した運動器疾患又はその手術後の 患者であって、入院中の患者以外 のもの</p> <p>② 関節の変性疾患、関節の炎症性 疾患その他の慢性の運動器疾患に より、一定程度以上の運動機能及 び日常生活能力の低下を來してい る患者（当該疾患の手術後の患者 であって、入院中のものを除く）</p>	<p>【運動器リハビリテーション料】</p> <p><u>(削除)</u></p>